

浜田市上下水道事業管理告示第 20 号

浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 235 号）第 5 条の規定により、賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示します。

令和 7 年 9 月 5 日

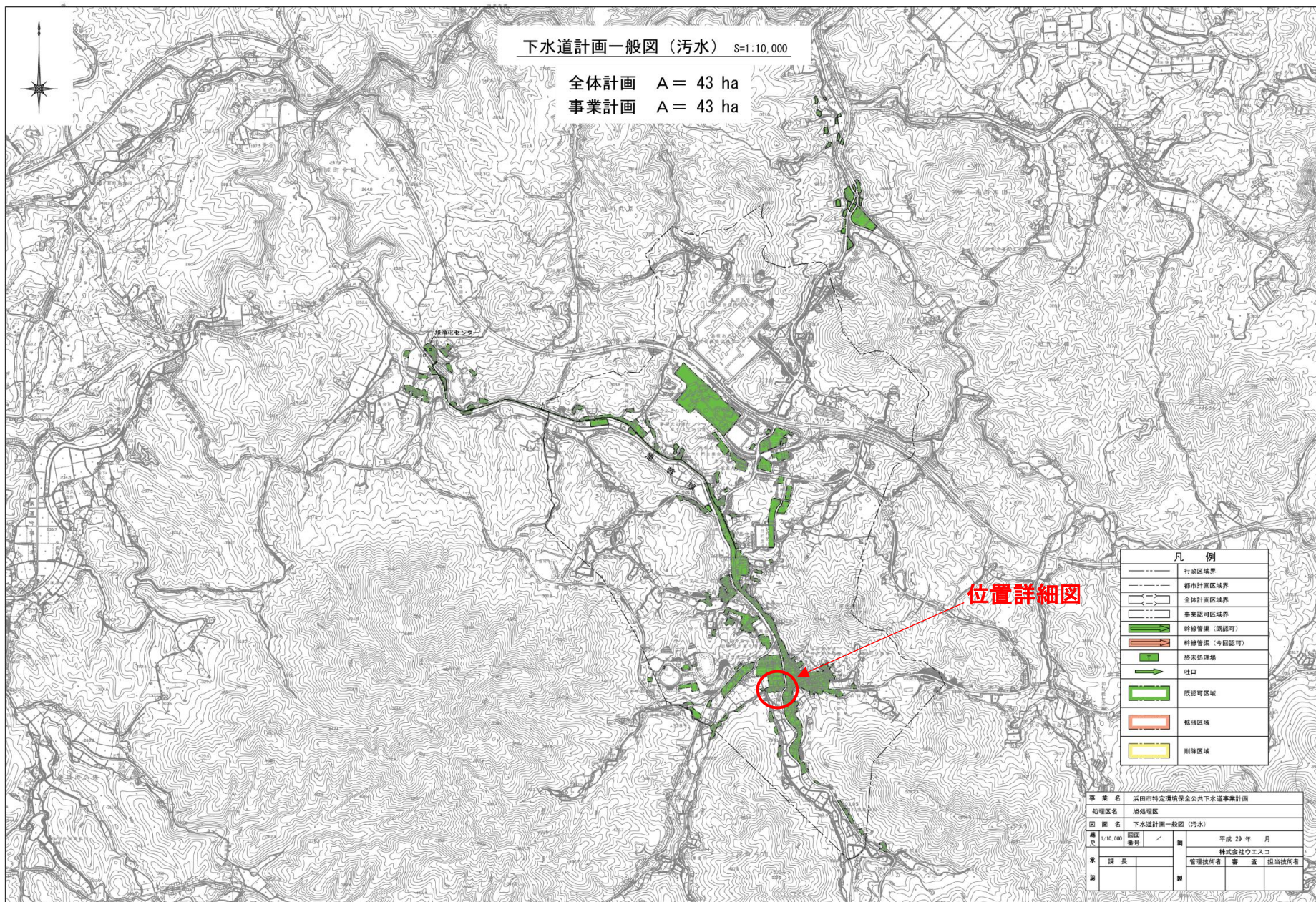
浜田市長 久保田 章 市

1 賦課対象区域

浜田市旭町今市 323 番 6

2 賦課対象区域に関する図書の縦覧場所

浜田市上下水道部下水道課



位置詳細図

